

10㎡を超える建築物を
除却しようとする時は届出が必要です。

第四十一号様式（第八条関係）（A 4）

建築基準法第15条第1項の規定による

建築物除却届

（第一面）

年 月 日

高知県 知事 様

除却工事施工者
郵便番号
住所
氏名
電話番号

※受付経由機関記載欄

除却工事施工者が
提出してください。

<提出先>
除却場所が
高知市以外→高知県建築指導課
高知市の場合→高知市建築指導課

<記入例>

(第二面)

【1. 除却場所】	高知県〇〇市〇〇町〇-〇	詳細は注意書き参照
【2. 除却予定年月日】	〇〇年 〇月 〇日	
【3. 主要用途】	(1) 居住専用建築物 (01) (2) 居住産業併用建築物 () (3) 産業専用建築物 ()	←住宅の場合は「01」 ←住宅以外の場合は(2)または(3)に記入
【4. 除却原因】	(1) 老朽して危険があるため (2) その他	
【5. 構造種別】	(1) 木造 (2) その他	
【6. 建築物の数】	1棟	
【7. 住宅の戸数】	1 戸	
【8. 住宅の利用関係】	(1) 持家 (2) 借家 (3) 給与住宅	
【9. 建築物の床面積の合計】	74.32 m ²	
【10. 建築物の評価額】	1,000 千円	

単位注意！
 100万円=1,000千円
 10万円=100千円
 1万円=10千円